

技術移転に関する 1998 年 5 月 7 日付 モンゴル国法律[仮訳] 2015 年最終改正

目次

- 第 1 章 総則
- 第 2 章 技術の水準の評価
- 第 3 章 技術移転
- 第 4 章 その他の規定

第 1 章 総則

第 1 条 法律の目的

この法律の目的は、技術移転活動の原則及び技術の水準の評価を行い、又は技術移転活動に課すべき要求を確定し、かつ、技術移転と関連する関係を調整することに存する。

第 2 条 技術移転に関する法令

- 1 技術移転に関する法令は、憲法、パテントに関する法律及びこの法律並びにこれらに適合させて発布した法令のその他のアクトによりこれを構成する。
- 2 モンゴル国の国際条約にこの法律の定めと異なる定めのある場合には、国際条約の定めを遵守する。

第 3 条 法的術語

- 1 この法律において使用する次の術語は、次に述べる意義により理解する。
 - (1) 「技術」とは、知的創造を使用に係る製品として変化させることに向けられた人、技能、情報及び組織化に係る相互関係のある活動を行う方式の複合体をいう。
 - (2) 「技術移転」とは、技術保有者が自己の技術を使用する権利を他の個人又は法人に契約に基づき移転する活動の総体をいう。
 - (3) 「技術的工程」とは、人の一定の目的のある活動を調整して実施することに向けられた科学的根拠のある確立した物理学、化学若しくは生物学的過程又は人の活動に基づいたプラクティスの総体をいう。
 - (4) 「ノウハウ」とは、生産、経営管理、取引又は金融的価値があり、かつ、法律による権利保護が行われず、秘密が保持された、保有して使用するのにおいて一定の専門的技能が要求されるいずれかの知識又は経験をいう。

第 4 条 技術移転活動に係る原則

- 1 技術移転活動においては、次の原則による。
 - (1) 技術移転活動が科学及び技術について国がよるべき政策に適合していること。
 - (2) 技術移転活動において国の調整及び自由な競争を組み合わせること。
 - (3) 移転する技術が自然環境、人の健康、家畜及び動物に対してマイナスの影響

を有しないこと。

- (4) 技能及び技術の最新の成果を利用することに向けられていること。
- (5) 経済的レバレッジにより技術移転活動の効率を向上させること。
- (6) 技術移転活動に、個人及び経済的単位又は組織が自由に参加すること。

第5条 技術移転についての政府の権限

1 技術移転について、政府は、次の権限を行使する。

- (1) 技術移転について、国がよるべき政策及び法令を実施する業務を組織する権限
- (2) 国有経済単位又は組織の技術革新を経済的保証手段により確保する権限
- (3) 技術移転活動への参加者に対し提供するインセンティブ又は優遇並びにそれらの形式及び範囲を確定する権限
- (4) 法律所定のその他の権限

第6条 技術移転についての技術に係る事項を所管する国家行政中央機関の権限

1 技術に係る事項を所管する国家行政中央機関は、技術移転に関連する次の権限を行使する。

- (1) 技術移転に係る法令の実施を保障させ、監督を行い、又は技術移転活動を科学、技術若しくは生産を発展させる国の政策に適合させて調整する権限
- (2) 技術の水準の評価を行う組織に対し当該事項を所管する国家行政中央機関と共同して権限を授与し、関連する規則又は手続を立案させて遵守させる権限
- (3) 技術移転と関連する情報により保障すべき業務を組織する権限
- (4) 先進的技術を普及させる事項について関連する機関と共同して草案を公布して検討させ、先進的技術の利用について経済単位若しくは組織又は個人の意見又は建議を支援する権限
- (5) 技術保有者の権利を保護する事項を調整する権限
- (6) 法令所定のその他の権限

第2章 技術の水準の評価

第7条 技術の水準の評価

1 個人又は経済単位若しくは組織は、使用する技術に起因して人の健康、家畜、動物若しくは自然環境に損害がもたらされる場合には、又は当該専用技術の移転を監督することについて政府相互間の、若しくはモンゴル国の加入したその他の国際条約・協定に定めのある場合には、当該技術について国家行政中央機関から権限を取得した科学研究機関をして評価を行わせる。

2 個人又は経済単位若しくは組織は、新たに利用する技術の水準について前項所定の機関をして評価を行わせることができる。

3 権限を有する科学研究機関は、技術の水準を評価するのにおいて次の指標を検討する。

- (1) 技術の能力の基本的指標を類似する種類の技術の検討すべき指標と比較して確定した評価
- (2) 技術の使用に起因して自然環境、人の健康又は家畜若しくは動物の生産条件に及ぼす可能性のあるプラス又はマイナスの確定しがたい影響及びマイナスの効果を低下させる建議
- (3) 技術を使用したことに係る経済的指標
- (4) 製品の基準、品質又は安全の指標
- (5) 技術の使用において要求される専門家の充足度

- (6) 当該技術の特徴に関連するその他の指標
- 4 技術の水準を評価する科学研究機関は、評価を行う技術の秘密を厳格に保持する義務を有し、かつ、行った評価について確認書を発行する。
- 5 関連する個人又は経済単位若しくは組織は、技術の水準の評価を行うのにおいて必要な文書その他の物を遅滞なく作成して交付し、評価を行わせた場合には、費用につき責任を負う。
- 6 技術の水準の評価を行った後には、当該事項を所管する国家行政中央機関は、当該技術を以後において使用するのを禁止する旨の決定を発出することができる。
- 7 技術の水準の評価を行う手続又は評価の範囲を確定する方法は、当該事項を所管する国家行政中央機関がこれを確定する。

第3章 技術移転

第8条 移転する技術にかかわる項目

- 1 移転する技術には、次の項目がかかわる。
- (1) 技術的工程及び活動の条件
 - (2) 技術に係る段階的順序、工程及び構成部分についての指導又は役務
 - (3) 技術を普及させるのにおいて必要な技能及び設備
 - (4) 科学又は技術に係る調査研究の成果
 - (5) パテント、ライセンス又は製品の見本
 - (6) ノウハウ

第9条 移転する技術に課すべき要求

- 1 移転する技術は、次の要求に係る関連する指標を満たしたものとする。
- (1) モンゴル国の、又は国際的な基準の指標又は要求に適合していること。
 - (2) エネルギー、材料若しくは原料を節約し、又は製品の価格若しくは原価を低下させること。
 - (3) 原料を全面的に加工して利用し、廃棄物のない技術を普及させ、又は二次的生産者が原料を更に加工して使用する可能性を生じさせること。
 - (4) 生産に係る活動又は生産する製品が自然環境、人の健康並びに家畜及び動物にマイナスの影響を有しないこと。
 - (5) 移転する技術を使用する一定の段階ごとに必要とされる投資の出所を根拠があると確定したこと。
 - (6) 人、技能、情報及び組織化等の技術の構成部分の関係を合理的に確定し、それらを以後において改善したものとする条件及び可能性を検討すること。

第10条 移転を禁止する技術

自然環境又は人に及ぼす影響の受忍限度を上回るマイナスの影響を及ぼすレベルの技術を移転することは、これを禁止する。

第11条 技術移転活動への参加者の権利

- 1 技術移転活動への参加者は、次の権利を享有する。
- (1) 法令により禁止したもの以外の技術移転活動に自由に従事する権利
 - (2) 技術移転と関連する情報を取得する権利
 - (3) 技術移転活動の範囲において、仲介し、又はその他の方式により調整する権利
 - (4) 内国の、外国の、又は国際的な組織又は個人と共同で活動し、経験を交流し、インタビュー、セミナー又は会議を組織する権利

第12条 技術移転契約

- 1 技術移転活動は、ライセンス契約によりこれを行う。
- 2 技術移転契約には、次の事項を表示する。
 - (1) 生産技術の活動と関連するノウハウ並びに提供する商品に係る材料、原料及び役務の範囲及び規模
 - (2) パテント及び商標を使用する条件
 - (3) 技術を使用し、若しくは改良したものとし、又はそれと関連して生じた優先的権利に関する事項
 - (4) 専門技能に習熟した労働力を養成し、及び反復して教育する条件並びにこれについて相互に引き受ける義務
 - (5) 技術を提供し、設備を据え付け、及び引き渡し、並びに役務を行う条件
 - (6) 技術、設備及びそれらに係る役務の保証期間を証明した提供当事者(訳注：原文は「売却当事者」)の確認書
 - (7) 移転する技術と関連し、又はそれを改良したものとしたことに関する情報により満たすべき事項
 - (8) 契約所定の義務を履行することについて当事者双方の引き受けるべき責任及びもたらした損害を賠償すべき事項
 - (9) 技術の秘密を保持する約定又は条件
 - (10) 紛争を解決する手続
 - (11) 技術を受け入れる(訳注：原文は「購入する」)価格、ライセンス料並びに支払う条件及び方式
 - (12) 移転する技術により生産した製品を販売し、又は役務を展開するテリトリー
 - (13) 契約の有効期間
 - (14) その他
- 3 技術の秘密を厳格に保持する義務はこれを当事者双方が相互に引き受け、もたらした損害をどのように取り扱うのかはこれを契約において具体的に定める。

第13条 技術移転契約において制限を課すことの禁止

- 1 当事者双方が技術移転契約を締結するのにおいて、次の関係について制限を課すことは、これを禁止する。
 - (1) 技術を使用して生産した製品を第三者に輸出すること。
 - (2) 製品の数量の範囲を確定すること又は生産技術を変更すること。
 - (3) 第三国から競争力のある先進的技術を取得すること。
 - (4) 技術移転者が義務を履行する可能性がなくなったことが確認された状況の下において、他の組織から材料、原料、設備、半製品又は役務を購入すること。
 - (5) 契約に表示して定めた場合を除き、契約期間が終了した後に技術を自由に使用すること。

第14条 技術移転契約の登録

- 1 技術移転契約は、知的財産に係る事項を所管する機関においてこれを登録させる。
- 2 知的財産に係る事項を所管する機関は、国際的な、又はモンゴル国の基準の要求に適合していない技術を外国から導入し、又は新たに使用することに関する契約を締結するのにおいて次の評価又は結論のいずれかを根拠とする。
 - (1) 人の健康に影響する状況については、健康に係る事項を所管する国家行政中央機関の結論
 - (2) 動物の治療若しくは繁殖又は植物若しくは農作物の生産に係る技術を移転する場合には、農村経済に係る事項を所管する国家行政中央機関の結論

- (3) 前二号所定以外の場合には、自然環境に影響する状況の評価
- 3 知的財産に係る事項を所管する機関は、前項所定の結論に基づいて契約を登録しないことができる。
- 4 技術移転契約を登録しない場合には、技術に係る事項を所管する国家行政中央機関は、当該技術を使用することを禁止する旨の決定を発出する。

第15条 ライセンス料

- 1 技術を使用するために取得している個人又は経済単位若しくは組織が当該技術の保有者に対し支払うべき対価は、これをライセンス料という。
- 2 ライセンス料は、1回の、若しくは当該技術の使用から取得する利益の一定の割合の範囲により確定した経常的ロイヤリティ又はこれらを組み合わせた形式を有することができる。
- 3 技術移転活動への参加者である当事者双方は、ライセンス料に係る範囲、形式及び期間を契約により相互に合意する。

第4章 その他の規定

第16条 紛争の解決

モンゴル国の、又は外国の経済単位若しくは組織又は個人相互間において生ずる技術移転と関連する紛争は、モンゴル国の国際条約及び当事者双方間において締結した契約に別段の定めのある場合を除き、モンゴル国の裁判所がこれを解決する。

第17条 法令違反者に対し引き受けさせるべき責任

- 1 技術移転に関する法令に違反したことに起因して自然環境又は人の健康に対し損害をもたらした個人又は経済単位若しくは組織に対しては、しかるべき法令に従い刑事又は行政責任を引き受けさせ、それによる損害を除去させ、又は賠償させる措置を講ずる。
- 2 技術の秘密を漏洩した個人は5万までのトゥグルグの、公務員は6万までのトゥグルグの、又は経済単位若しくは組織は25万までのトゥグルグの罰金に処する処罰を裁判官が科し、技術保有者に対してもたらした損害を賠償させる事項を判決する。
- 3 技術の水準の評価を行うのにおいて必要な文書その他の物を作成せず、若しくは与えず、又は第14条第1項に定めたところに従い技術移転契約を登録させなかった個人は2万ないし5万トゥグルグの、公務員は3万ないし6万トゥグルグの、又は経済単位若しくは組織は10万ないし25万トゥグルグの罰金に処する処罰を裁判官が科する。

第17条 法律違反者に引き受けさせるべき責任(2016年9月1日施行)

- 1 この法律に違反した公務員の行為が犯罪行為の性質を有しない場合には、国家公務に関する法律所定の責任を引き受けさせる。
- 2 この法律に違反した個人又は法人に対しては、刑法又は行政的違法行為に関する法律所定の責任を引き受けさせる。

第18条 法律の発効

この法律は、1998年6月15日から施行する。

(モンゴル法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：村瀬健太 吉川景司 事務局長：大牟田啓)